

エコチューニング事業者 認定申請のご案内

脱炭素社会の実現はエコチューニングから始まる !!

環境省は、激甚化・頻発化する気象災害を経験し「気候変動はもはや気候危機」だという認識を示しました。この気候変動は、経済社会の隅々にまで影響が及ぶ甚大なものであるという点ではコロナショックと同様であるが、その影響は不可逆的で長期に及ぶ深刻な事態だとし、気候危機への取り組みを加速する環境省方針が打ち出されました。2020年8月に、環境大臣直属の「『選択と集中』実行本部」が発表した方針書には、ポスト・コロナを見据えた新たな日常の脱炭素を徹底し、コロナ後の経済復興において脱炭素社会への移行加速化を主軸に据え、脱炭素社会の早期実現に向けたリアリティのある取り組みを展開していくとしています。

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」し、2050年までに脱炭素社会の実現に取り組むとした自治体は、全国153に拡大、人口総数は7,119万人と日本の総人口の半数を超えています。継続的にエコチューニングの導入に取り組む藤枝市、多摩市、千代田区に加えて、当センターに、公共施設の日常管理にエコチューニングをどう取り入れていくか、問い合わせやヒアリングの要請が増えています。民間事業者では、SDGs(持続可能な開発目標)をはじめとして、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)、SBT(科学と整合した目標設定)、RE100(使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にすることに取り組んでいる企業が加盟する国際的な企業連合)などに賛同し、脱炭素経営に向けた取り組みが広がっています。

脱炭素社会の実現には、エコチューニングによる設備機器の適正な運転管理に始まり、最終的には再生可能エネルギーへの転換につなげる道筋が必要となり、建築物のライフサイクルを通じて日常の設備機器運転の最適化を継続して実現するエコチューニングが求められることとなります。

建築物のエネルギー管理を担う事業者の皆様には、「脱炭素社会」実現に向けたプロセスに不可欠なエコチューニングを提供する事業者としてご活躍いただくために、この機会にエコチューニング事業者認定の取得をお勧めします。2020年度第2回のエコチューニング事業者認定申請の受付を開始しますので、多くの皆様からの認定申請をお待ちします。

エコチューニング事業者の業務

<エコチューニング・サイクル>



<エコチューニング業務体制の例>



「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減を行うことをいいます。

エコチューニング事業者認定のメリット

「エコチューニング事業者」の名称が独占的に使えます

環境省の事業である「エコチューニング事業者」の名称が使えるのは、エコチューニング認定事業者だけです。また、環境省の登録商標である「エコチューニング」の名称および「エコチューニングロゴマーク」が使用できるのも認定事業者だけです。エネルギーマネジメントにおける自社ブランドとして、差別化に活用いただけます。



今後、エコチューニング需要の活発化（市場の急成長）が見込まれます

<温対法の推進による需要増>

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」にエコチューニングが取り上げられ、全国の自治体で導入に向けた動きが進んでいます。

※最新情報は、エコチューニング推進センターウェブサイト「<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>」

<グリーン購入法の推進による需要増>

国では義務、自治体では努力義務として位置づけられている「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の「庁舎管理(判断の基準)」は、エコチューニングで実現できます。

<環境配慮契約法の建築物維持管理における「環境配慮契約」の推進による需要増>

2019年2月8日に閣議決定された環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた建築物維持管理契約の基本方針解説資料において、「エネルギー消費状況等の分析に基づく設備機器及びシステム等の適切な管理・運用による温室効果ガス排出削減」が明記され、その実現のためにエコチューニングが活用できることが示されています。

※環境省「https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/h30_mat/h30_mat08.pdf」

低炭素社会の実現に向けて、新たなビジネスに挑戦できます

環境省が実施する「CO₂削減ポテンシャル診断事業に係る診断機関の公募」において、診断機関の応募要件（資格要件）の一つに「第一種エコチューニング技術者」が採用されました。今後、認定事業者の新たな販売チャネルの一つとして、エコチューニング業務領域の拡大が見込まれます。

※(一社)低炭素エネルギー技術事業組合「<https://www.lcep.jp/R2/setsubi/koubo.html>」

認定事業者限定された有益な情報を共有できます

エコチューニング事業者、技術者だけが参加できる情報交換や勉強会の場「エコチューニング経営塾」を定期的で開催します。各地のエコチューニング事業者の仲間と、エコチューニング事業の具体的な推進ノウハウ、技術向上などの情報・知識を共有できます。また、エコチューニング推進センターからは、メールマガジン等を通じて、自治体や民間ビルオーナーのエコチューニングへの取り組み状況など、最新の情報を得ることができます。

従事者のレベルアップに活用できます

エコチューニングは、地球温暖化対策に貢献する仕事であり、技術者教育などを通じて、設備管理やエネルギー管理に係る人材の育成（技術・サービス・モチベーションの向上）の機会として活用できます。また、認定されたエコチューニング技術者だけを対象とした、実践的なエネルギー管理スキルを身につけるための「スキルアップ研修」に参加できます。

エコチューニング事業者認定までのスケジュール

2020年12月 1日(火)	事業者認定申請受付開始
2021年 1月22日(金)	申請書類提出期限(消印有効)
1月~2月中旬	認定審査期間・審査結果通知(2月中旬)
2月26日(金)	認定料納付期限
3月 1日(月)	認定証書送付/事業者認定結果公表

事業者認定申請手数料及び認定料

申請手数料

55,000円(消費税込み)

・左記申請手数料を納入のうえ、申請書類を提出していただきます。

認定料

220,000円(消費税込み)

・「認定」の審査結果通知を受けた事業者は、
左記認定料を2020年8月27日までに納入いただきます。

※納入いただいた「申請手数料」および「認定料」は、返金いたしません。

申請手数料のお振込み

申請書類を提出する前に、下記口座に申請手数料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください。)

銀行名

三井住友銀行 東京公務部

口座名義

(公社) 全国ビルメンテナンス協会 エコチューニング推進センター

※カタカナ表記：シャ) ゼンコクビルメンテナンスキョウカイエコチューニングスイシンセンター

口座番号

普通預金 0174701

エコチューニング事業者認定要件

認定は、法人単位での認定となります。また、認定を受けるためにはエコチューニングの提案能力や実施能力等に係る「エコチューニング事業者認定に関する基準(事業者認定基準)」に定められた、以下の要件を満たしていなければなりません。また、事業者認定の有効期間は、認定日から3年間と定められています。

認定要件	審査内容
1. 業務の実施能力	
(1)エコチューニング技術管理者(*)の選任に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類④) 業務提供部門に対する技術管理者の選任状況の把握
(2)エコチューニング業務実施体制に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類③) エコチューニング業務の提供体制の把握
2. 経営状況等	
(1)反社会的勢力との関係に関する事項	反社会的勢力との関係を有しないことの確認(申請書類⑤)
(2)経営状態に関する事項	経営状態が良好であることの確認(申請書類⑨)
(3)個人情報保護に関する事項	個人情報保護に関する方針の定めならびに遵守すべき義務の規定の確認(申請書類⑫)
3. マネジメントシステム整備	
(1)提供する業務の品質方針・目標に関する事項	品質方針・目標の整備状況の把握(申請書類⑬)
(2)品質管理責任者の選任に関する事項	業務提供部門に対する品質管理者の選任状況の把握(申請書類④)
(3)品質管理に関する事項	緊急時の連絡体制、トラブル・不具合発生時の記録・報告手順、苦情処理体制などを定めた品質管理マニュアルの確認(申請書類⑬)
4. 関連・類似業務の実績	
(1)本業務及び省エネルギー診断等の類似業務の実績に関する事項	業務実績の把握(申請書類⑥) ※当面は、業務実績の有無は問わない。
5. 賠償資力	
(1)賠償資力の確保に関する事項	本業務に伴う損害賠償が迅速かつ円滑に行なえる賠償資力の担保状況の把握(申請書類⑦、⑧)

(※)エコチューニング技術管理者には、「第一種エコチューニング技術者」の資格を有する方を選任してください。2017年度(平成29年度)もしくは2018年度(平成30年度)の「エコチューニング補足講習」や「エコチューニング認定講習」を修了した方を選任する場合は、2021年度に実施する第一種エコチューニング技術者資格講習会を受講し、第一種エコチューニング技術者資格を取得する必要があります。

注:2017年度(平成29年度)の「エコチューニング補足講習」もしくは「エコチューニング認定講習」を修了した方は、2021年2月末日に、エコチューニング技術管理者に選任できる有効期間が終了しますが、2020年度のコロナウイルス感染拡大による特殊事情を考慮し、有効期間を1年延長して2022年2月末日までとします。

申請方法

エコチューニング事業者認定申請には、下記の書類が必要となります。

必要書類をご準備いただき、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会エコチューニング推進センターまで（特定記録郵便にて）郵送するか、ご持参ください。

認定申請時に必要な書類

申請書類（指定様式）

- ①エコチューニング事業者認定申請書（様式 1）、②事業者認定基準基本的事項の遵守に関する誓約書（様式 2）、
- ③事業概要書（様式 3）、④エコチューニング技術管理者及び品質管理者の選任状況一覧表（様式 4）、
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（様式 5）、⑥エコチューニング業務（類似業務）実績報告書（様式 6-1）、
- ⑦賠償責任保険に関する誓約書（様式 7-3/7-4）、⑧保険契約に関する証明書（様式 7-2）

※③の様式 3 にある「エコチューニング業務実施体制の組織図」には、組織の階層やセクションごとの責任者名や担当者名を記入し、エコチューニング業務を実施する事業所も記載してください。

申請事業者が準備しなければならないその他の書類

- ⑨決算書（直近3カ年分）、⑩エコチューニング技術者に係る資格認定証書（写）、⑪登記簿謄本、
- ⑫個人情報保護規程、⑬品質方針・目標を記載した書面及び品質管理マニュアル、⑭申請手数料納付書（写）

※⑩については、エコチューニング業務を実施しようとする事業所および設備管理業務、エネルギー管理業務を対象とした、ISO9001・ISO14001・ISO50001 のいずれかの登録証（写）で代替することもできます。

※⑬の品質管理マニュアルは、品質管理責任者と業務ラインの関係を示す組織構成図が記載されていて、品質管理体制、クレーム処理体制、緊急時対応体制が分かるものとしてください。

※申請書類の様式は、エコチューニング推進センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>



⑮エコチューニング事業者認定の更新申請をお考えの事業者様は
エコチューニング推進センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ・郵送先

エコチューニング推進センター

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会内

TEL : 03-6806-7311 / FAX : 03-3805-7561

E-MAIL : eco-tuning@j-bma.or.jp

<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>



エコチューニング事業者認定更新申請のご案内

日々、エコチューニングの普及、技術の向上にお取り組みいただき、ありがとうございます。エコチューニング事業者認定の更新申請について、ご説明いたします。

エコチューニング事業者更新認定までのスケジュール

2020/11/ 2 (月)	事業者認定更新申請受付開始
2020/12/25 (金)	更新申請書類提出期限 (消印有効)
2021/1月～2月上旬	更新認定審査期間
2021/2月中旬	審査結果通知送付
2021/ 2/26 (金)	認定料納付期限
2021/ 3/ 1 (月)	認定証書送付/事業者認定更新結果公表

エコチューニング事業者更新申請時に必要な書類

申請時に必要な書類の「指定様式」は、以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/course/third/>

申請書類		指定様式	省略可否※1	
①	エコチューニング事業者認定申請書 (更新用)	様式 1		
②	事業者認定基準基本的事項の遵守に関する誓約書	様式 2	可	
③	事業概要書※2	様式 3	可	
④	エコチューニング技術管理者及び品質管理者の選任状況一覧表	様式 4	可	
⑤	暴力団排除に関する誓約書	様式 5	可	
⑥	エコチューニング業務(類似業務)実績報告書	様式 6-1	不可	
⑦	保険契約に関する証明書	様式 7-2	不可	
⑧	賠償責任保険に関する誓約書	加入済事業者用	様式 7-3	不可
		未加入事業者用	様式 7-4	不可
⑨	決算書(直近3カ年分)	—	不可	
⑩	エコチューニング技術者に係る資格認定証書(写)	—	可	
⑪	登記簿謄本(原本)	—	可	
⑫	個人情報保護規程	—	可	
⑬	品質方針・目標を記載した書面及び品質管理マニュアルもしくはISO9001/14001/50001登録証の写し※3	—	可 (ISO登録証不可)	
⑭	申請手数料納付書(写)	—	不可	
⑮	認定申請書添付書類の省略について	様式 8	省略時使用	

[※1] ②～⑤、⑩～⑬の書類 (ただし、ISO登録証を除く) について、前回の申請時または「エコチューニング事業者登録内容変更届出書」の提出時と内容の変更がなければ、⑮を提出することで添付を省略することができます。

[※2] ③の様式3にある「エコチューニング業務実施体制の組織図」には、組織の階層やセクションごとの責任者名や担当者名を記入し、エコチューニング業務を実施する事業所をすべて記載してください。

[※3] ISO登録証は省略することはできません。2021年3月1日を登録期間に含む登録証の写しをご提出ください。

事業者認定申請手数料及び認定料

申請手数料 55,000円（消費税込み）

・左記申請手数料を納入のうえ、申請書類を提出していただきます。

認定料 220,000円（消費税込み）

・認定の審査結果通知を受けた事業者は、左記認定料を2021/2/26までに納入いただきます。

※納入いただいた「申請手数料」および「認定料」は、返却いたしません。

申請手数料・認定料のお振込み

申請書類を提出する前に、下記口座に申請手数料をお振込みください。（振り込み手数料はご負担ください。）

銀行名 三井住友銀行 東京公務部

口座名義 (公社)全国ビルメンテナンス協会 エコチューニング推進センター
※カタカナ表記：シャ) ゼンコクビルメンテナンスキョウカイエコチューニングスイシンセンター

口座番号 普通預金 0 1 7 4 7 0 1

申請方法

エコチューニング事業者認定更新申請に必要な書類(前ページ参照)をご準備いただき、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会エコチューニング推進センターまで、特定記録郵便としてご郵送いただくか、ご持参ください。

お問い合わせと更新申請書類郵送先・持参先

エコチューニング事業者認定更新申請書類の提出、認定申請に関するお問い合わせなどは、何なりと、下記連絡先まで、お願いします。

エコチューニング推進センター

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会内

TEL: 03-6806-7311 / FAX: 03-3805-7561

(事務局担当：阿部・奥島)

E-MAIL: eco-tuning@j-bma.or.jp

<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>

エコチューニング事業者認定更新の要件

認定の更新は、法人単位での更新認定となります。また、更新認定を受けるためにはエコチューニングの提案能力や実施能力等に係る「エコチューニング事業者認定に関する基準（事業者認定基準）」に定められた、以下の要件を満たしていなければなりません。
また、事業者認定の有効期間は、認定日から3年間と定められています。

認定要件	審査内容
1.業務の実施能力	
(1)エコチューニング技術管理者 ^(※) の選任に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類④) 業務提供部門に対する技術管理者の選任状況の把握
(2)エコチューニング業務実施体制に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類③) エコチューニング業務の提供体制の把握
2.経営状況等	
(1)反社会的勢力との関係に関する事項	反社会的勢力との関係を有しないことの確認 (申請書類⑤)
(2)経営状態に関する事項	経営状態が良好であることの確認(申請書類⑨)
(3)個人情報保護に関する事項	個人情報保護に関する方針の定めならびに遵守すべき義務の規定の確認(申請書類⑫)
3.マネジメントシステム整備	
(1)提供する業務の品質方針・目標に関する事項	品質方針・目標の整備状況の把握(申請書類⑬)
(2)品質管理責任者の選任に関する事項	業務提供部門に対する品質管理者の選任状況の把握 (申請書類④)
(3)品質管理に関する事項	緊急時の連絡体制、トラブル・不具合発生時の記録・報告手順、苦情処理体制などを定めた品質管理マニュアルの確認(申請書類⑬)
4.関連・類似業務の実績	
(1)本業務及び省エネルギー診断等の類似業務の実績に関する事項	業務実績の把握(申請書類⑥)
5.賠償能力	
(1)賠償資力の確保に関する事項	本業務に伴う損害賠償が迅速かつ円滑に行える賠償資力の担保状況の把握(申請書類⑦,⑧)

(※)エコチューニング技術管理者には、「第一種エコチューニング技術者」の資格を有する方を選任してください。
2017年度(平成29年度)もしくは2018年度(平成30年度)の「エコチューニング補足講習」や「エコチューニング認定講習」を修了した方を選任する場合は、2021年度に実施する第一種エコチューニング技術者資格講習会を受講し、第一種エコチューニング技術者資格を取得する必要があります。

注:2017年度(平成29年度)の「エコチューニング補足講習」もしくは「エコチューニング認定講習」を修了した方は、2021年2月末日に、エコチューニング技術管理者に選任できる有効期間が終了しますが、2020年度のコロナウイルス感染拡大による特殊事情を考慮し、有効期間を1年延長して2022年2月末日までとします。